

つくば市監査公表第5号

平成28年11月17日

つくば市監査委員 山内 豊

つくば市監査委員 宮本 孝男

つくば市監査委員 金子 和雄

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

第1 監査等の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等に対する監査

第2 監査等の実施期間

平成28年6月29日から平成28年9月29日まで

第3 監査の対象

所管課 市民部 スポーツ振興課

補助団体 つくば市体育協会

## 第4 監査の範囲

平成27年度につくば市が交付した補助対象事業の運営状況，その他の事務の執行状況

## 第5 監査の方法及び着眼点

監査の実施に当たっては，次の事項を主な着眼点とし，関係帳簿，関係資料を調査するとともに，所管課及び補助団体関係職員からの説明を聴取するなどの方法で実施した。

### 1 所管課

- (1) 補助金の決定は，要綱，予算等に適合しているか。
- (2) 補助金の支出手続きは，条例，規則，要綱等に従い行われているか。
- (3) 団体への指導監督は適切に行われているか。

### 2 補助団体

- (1) 補助事業等は，目的，交付条件に沿って適正に執行されているか。
- (2) 補助金の管理運用，会計処理及び財産の管理は適正に行われているか。
- (3) 出納関係諸帳簿の整理，記帳は適正に行われているか。

## 第6 補助金の概要

### 1 補助金の名称

つくば市体育協会補助金

### 2 補助金の交付目的

つくば市体育協会が行うスポーツの振興を目的とする事業を通じ，市民の健康の保持増進を図ることを目的とする。

### 3 補助対象事業

つくば市体育協会が主催する各種大会，講習会，研修会その他市民の健康増進を図るためにするスポーツの振興のための事業

#### 4 補助金額

19,000,000円

### 第7 補助団体の概要

1 名称 つくば市体育協会

2 所在地 つくば市研究学園一丁目1番地1 つくば市役所内

3 沿革 平成3年 つくば市体育協会発足

4 執行体制（平成27年度）

#### (1) 役員

顧問 山口哲司， 会長 宇木博明， 副会長 高橋正一， 荒木弘

理事 28名， 監事 2名， 常任理事 7名

#### (2) 事務局

事務局 2名

### 第8 監査の結果

監査の結果，指摘・要望事項を除き，おおむね適正に執行されているものと認められた。なお，監査の過程において，口頭で注意した事項については，速やかに対応されたい。

#### 【指摘事項】

#### 1 所管課

体育協会の法人化も含め，組織のあり方を早急に検討するよう指導すること。法人化の方向性が出た場合は，所管課として必要な援助を行い，法人化に伴う費用が発生する場合は，必要な予算措置を行い対応すること。

#### 2 補助団体

- (1) 事業規模、範囲、内容等の見地から、任意団体としての体育協会の運営はほぼ限界に達している。組織運営の明瞭化、会計、予算、決算手続きや諸報告書の適正性の確保のため、法人化も含め、組織のあり方を早急に検討すること。
- (2) 法人化に向けて必要な財務諸表を準備するために、複式簿記化に備えること。
- (3) 小口現金、イベント等の出入金については、出納帳を作成し、現金の管理を徹底すること。
- (4) 一定額以上の契約については、二者以上から見積りを徴することとし、随意契約となった場合は、執行伺に理由等を明記すること。
- (5) 予算項目の流用や予算外の出入金については「会長決裁」のルールを作成し、手続きを明確にするため伺い書に決裁を受けること。
- (6) 各基金の年度末残高及び備品等の年度末残高について決算報告書に記載し監事監査を受けること。
- (7) 体育協会の各基金積立額を決算書上明確にし、総会等で報告すること。
- (8) 退職手当の支給に備え、毎年度必要な予算を計上し、基金に積立てること。
- (9) 平成29年度（平成29年4月1日開始期）から消費税の申告納付義務があるため、必要な届出を平成28年度中に提出すること。

#### **【要望事項】**

##### 1 補助団体

- (1) スポーツ少年団の登録料を窓口で預かっているが、領収証は控えのあるものを使用し出納帳を作成されたい。また、現金は銀行に日々入金し、手持ち現金を極力避けるよう努められたい。
- (2) スポーツ少年団、専門部会、スポーツ振興会へ事業費として補助しているが、各団体の決算内容と年度末の通帳残高を確認し、返還がある場合は速やかに処理されたい。